平成 23 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社船井財産コンサルタンツ 代表者名 代表取締役社長執行役員 蓮見 正純 (コード番号 8929 東証マザーズ) 問合せ先 常務取締役執行役員 中塚 久雄 (TEL 03-6439-5800)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年2月15日開催の取締役会において、平成23年3月25日開催予定の第20回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 当社は、機動的な資金調達を可能とし、財務の健全性を確保することが、将来的な企業価値の向上に資すると考えることから、当社の発行可能株式総数を増加させるものであります。
- (2)経営環境の急激な変化に対して的確に対応できる経営体制を構築し、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の充実化を図るため、取締役会の員数の上限を12名から7名に改めるものであります。
- (3) 取締役会の運営を、当社の経営体制や個々の状況にあわせて弾力的に行うため、現行定款の取締役議長及び招集権者に関する規定について、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年3月25日(予定) 定款変更の効力発生日 平成23年3月25日(予定)

以上



# (下線部分は変更箇所)

	(1////////////////////////////////////
現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>288,000</u>	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>400,000</u>
株とする。	株とする。
(員数)	(員数)
第17条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第 17 条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則に定められた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2. 前項にて定められた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。